

平成24年 4月 9日

福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク
共同代表 梓澤 和幸 様
同 河崎 健一郎 様
運営委員 福田 健治 様

東京電力株式会社
取締役社長 西澤 俊



ご 回 答

弊社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故（以下「本件事故」といいます。）により、広く社会のみなさまにご迷惑とご心配をおかけしておりますことに、改めて深くお詫びを申し上げます。

貴ネットワークからいただいた平成24年3月30日付「公開質問状」につきまして、以下のとおりご回答申し上げます。

1 一律額を超える損害の請求権について

弊社は、昨年12月6日に原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」（以下、「中間指針追補」といいます。）を踏まえ、「自主的避難等に係る損害」に対する賠償について、本年3月9日から受付を開始しております。

自主的避難等に係る損害に対する賠償につきましては、被害を受けられた方々が極めて多数いらっしゃるため、弊社といたしましては、まずは、公表させていただいております定額の賠償についてお支払いさせていただきたいと考えております。そのうえで、自主的避難等に係る費用が今回の賠償額を超えるとのお申し出をいただいた場合につきましては、お申し出内容等を踏まえ、適切に対応してまいります。

2 避難確認書類の原本提出について

自主的避難等に係る賠償金のご請求にあたって、弊社にご提出いただいた書類（公共料金の領収書等の原本）につきましては、ご請求者さまからご返却のご要望をいただいた場合、個別に対応させていただき、ご返却させていただく取扱いとさせていただきます。

以 上